

第5節 特別支援学校教諭の普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得（免許法別表第1関係）

特別支援学校教諭免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と特別支援学校教諭の各領域（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。））に係る認定課程における単位修得が必要である。（法第5条、第5条の2関係）

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第1）

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
			特別支援教育に関する科目
特別支援学校教諭 視覚障害者に関する教育の領域 聴覚障害者に関する教育の領域 知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域 病弱者に関する教育の領域	専修免許状	修士の学位を有すること(※1)及び 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。	50 (※2)
	一種免許状	学士の学位を有すること及び 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。	26
	二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。	16

(※1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

(※2) 専修免許状に必要とされる50単位のうち24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得すること。（免許法別表第1備考第7号）

[注] 1 平成元年3月31日現在教育職員である者が、一種免許状を取得する場合の基礎資格については、学士の学位を有することを必要としない。（63年改正法附則第8項）

2 特別支援学校の教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定によりそれぞれの専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。（施行規則第10条の2第1項）

3 特別支援学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目及び免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。（施行規則第7条第3項）

2 単位の修得方法

特別支援教育に関する科目の最低修得単位数内訳表（施行規則第7条第1項）

特別支援教育に関する科目			最低修得単位数								
			専修免許状			一種免許状			二種免許状		
〈第1欄〉 特別支援教育の基礎理論に関する科目（※1）			2			2			2		
〈第2欄〉 特別支援教育領域に関する科目 （※2）	（イ） 「視覚障害者」 「聴覚障害者」 に関する教育の 領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 （以下、「心理等に関する科目」と略す。）	1 以上	8 以上	16	1 以上	8 以上	16	1 以上	4 以上	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 （以下、「教育課程等に関する科目」と略す。）	2 以上			2 以上			1 以上		
	（ロ） 「知的障害者」 「肢体不自由者」 「病弱者」 に関する教育の 領域	心理等に関する科目	1 以上	4 以上	1 以上	4 以上	1 以上	2 以上			
		教育課程等に関する科目	2 以上		2 以上		1 以上				
	〈第3欄〉 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（※3）		心理等に関する科目	5			5			3	
			教育課程等に関する科目								
〈第4欄〉 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（※4）			3			3			3		
計			50			26			16		

(※1) 特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むこと。

(施行規則第7条第1項の表備考第1号)

(※2) 授与を受けようとする免許状に定められる1又は2以上の特別支援教育領域について、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める単位を修得すること。(同表備考第2号)

第2欄で修得する科目は、免許状に定められる特別支援教育領域が「中心となる領域」となっているものでなければならない。

(※3) 「視覚障害者」、「聴覚障害者」、「知的障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」に関する教育の領域のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域について、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を修得すること。(「含む領域」として修得したのでよい。)

また、上記の領域以外に、「重複・発達領域」が「中心となる領域」となっている科目を修得すること。

(※4) 特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、他の特別支援教育に関する科目の単位をもって、これに替えることができる。(同表備考第4号)

[注] 最低修得単位数を超える単位については、「特別支援教育に関する科目」の中から任意に修得すること。

Ⅱ 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第7関係）

特別支援学校教諭免許状（特別支援学校教諭二種免許状を取得するときは、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状）を取得した後、これらの学校（有する免許状の当該領域相当の学校及び教科）の教員として3年以上の実務経験がある場合は、次の表により上位の免許状を取得することができる。

1 勤務年数による最低修得単位数一覧表（免許法別表第7関係）

所有資格 受けようとする 免許状の種類		有することを必要とする免許状	左記の免許状を取得した後、特別支援学校の教員（二種免許状の授与を受けようとする場合には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した最低在職年数	左記の免許状を取得した後、大学等において修得することを必要とする最低単位数
特別支援学校教諭 ・視覚障害者 ・聴覚障害者 ・知的障害者 ・肢体不自由者 ・病弱者 に関する教育の領域	専修免許状	一種免許状	3	15
	一種免許状	二種免許状	3	6
	二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	3	6

[注] 1 専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数とする。

なお、複数の領域を定めた免許状の授与を受けようとする場合に必要となる最低在職年数は、当該免許状に定められる領域のうち、いずれか1つ以上に係るもので足りる。

（例）視覚障害者領域及び聴覚障害者領域を定めた二種免許状を所持する者が、両方の領域を定めた一種免許状に上進する場合に必要な最低在職年数

…視覚の領域を担当する教員として3年間

又は、聴覚の領域を担当する教員として3年間

又は、視覚及び聴覚の領域を担当する教員として合計3年間

2 専修免許状を取得する場合の修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得すること。（免許法別表第3備考第4号）

3 一種免許状又は二種免許状を取得する場合の単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）

4 単位の修得時期は、「有することを必要とする免許状」を取得した後とすること。

5 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週20時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週10時間担当する非常勤講師の場合 $1\text{年} \times \text{週}10\text{時間} / 20\text{時間} = 0.5\text{年}$

2 単位の修得方法

特別支援教育に関する科目の最低修得単位数内訳表
(施行規則第18条、県教委規則第5条別表第5)

受けようとする免許状の種類		専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数		15	6	6
〈第1欄〉 特別支援教育の基礎理論に関する科目 (※1)		1	1	1
〈第2欄〉 特別支援教育領域に関する科目 ・視覚障害者に関する教育の領域 ・聴覚障害者に関する教育の領域 ・知的障害者に関する教育の領域 ・肢体不自由者に関する教育の領域 ・病弱者に関する教育の領域 (※2)	心理等に関する科目	1	1	1
	教育課程等に関する科目			
〈第3欄〉 免許状に定められることとなる 特別支援教育領域以外の領域に 関する科目 (※3)	心理等に関する科目	1	1	1
	教育課程等に関する科目			

(※1) I・2の(※1)のとおり

(※2) 授与を受けようとする免許状に定められる特別支援教育領域ごとに、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を修得しなければならない。

免許状に定められる特別支援教育領域が「中心となる領域」となっているものでなければならない。

(※3) 「視覚障害者」、「聴覚障害者」、「知的障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」に関する教育の領域のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域について、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を修得しなければならない。(「含む領域」として修得したのでよい。)

また、上記の領域以外に、「重複・発達領域」が「中心となる領域」となっている科目を修得すること。

Ⅲ 新たな教育領域の追加（免許法第5条の2第3項）

特別支援学校教諭の免許状を有する者に対し、当該免許状に定められている領域とは別の領域を定めた同一種類（二種、一種、専修）の特別支援学校教諭免許状の授与は行わない。よって、同一種類の免許状の新たな教育領域については、既に取得した特別支援学校教諭免許状に領域を追加することとなる。（盲・聾・養護学校教諭免許状を有する場合も同様）

既に取得した特別支援学校教諭免許状に、新たな教育領域（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を追加するには、新たな教育領域に関する特別支援教育科目を修得する方法と、教育職員検定を受けて合格する方法がある。

1 新たな教育領域に関する特別支援教育科目を修得する方法

追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、課程認定大学において次の単位を修得する必要がある。（施行規則第7条第4項）

最低修得単位数一覧表

特別支援教育に関する科目			最低修得単位数					
			専修免許状		一種免許状		二種免許状	
(第2欄) 特別支援 教育領域 に関する 科目	(イ) 「視覚障害者」 「聴覚障害者」 に関する教育の 領域	心理等に関する科目	1 以上	8 以上	1 以上	8 以上	1 以上	4 以上
		教育課程等に関する科目	2 以上		2 以上		1 以上	
	(ロ) 「知的障害者」 「肢体不自由者」 「病弱者」 に関する教育の 領域	心理等に関する科目	1 以上	4 以上	1 以上	4 以上	1 以上	2 以上
		教育課程等に関する科目	2 以上		2 以上		1 以上	

[注] 1 第2欄で修得する科目は、免許状に定められる特別支援教育領域が「中心となる領域」となっているものでなければならない。

2 過去に特別支援学校教諭免許状の授与・新教育領域の追加の際に修得した単位のうち、第3欄として使用した単位を第2欄に替えることができる。（追加しようとする領域が「中心となる領域」である単位のみ）

この場合において、第3欄の単位数が不足する場合は、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。（施行規則第7条第5項）

3 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合で、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合には、二種免許状に当該領域を追加するために必要な単位はすでに修得したものとみなす。（施行規則第10条の2第4項）

4 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合、当該領域を定めた二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状に係る単位数に含めることができる。（ただし、二種免許状に当該教育領域の追加の定めを受けるために必要な単位数を上限とする。）（施行規則第10条の2第5項）

2 教育職員検定に合格する方法

授与権者（愛媛県教育委員会）が行う人物、学力、実務、身体についての教育職員検定に合格することにより、新教育領域を追加することができる。

教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次により行われる。

(1) 学力の検定について

追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、課程認定大学、免許法認定講習、免許法公開講座等において次の単位を修得する必要がある。(施行規則第7条第6項第1号第2号)

最低修得単位数一覧表

特別支援教育に関する科目			最低修得単位数					
			専修免許状		一種免許状		二種免許状	
(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目	(イ) 「視覚障害者」 「聴覚障害者」 に関する教育の領域	心理等に関する科目	1以上	4以上	1以上	4以上	1以上	2以上
		教育課程等に関する科目	1以上		1以上		1以上	
	(ロ) 「知的障害者」 「肢体不自由者」 「病弱者」 に関する教育の領域	心理等に関する科目	1以上	2以上 (※1)	1以上	2以上 (※1)	(両科目を含んで) 1以上	1以上
		教育課程等に関する科目	1以上		1以上			

(※1) 専修免許状及び一種免許状に知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、次の修得方法でもよい。

次のとおり計2単位以上の修得

- ・心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の両方を含む科目 1単位以上
- ・教育課程等に関する科目 1単位以上

[注] 1 第2欄で修得する科目は、免許状に定められる特別支援教育領域が「中心となる領域」となっているものでなければならない。

2 過去に特支免の授与・新教育領域の追加の際に修得した単位のうち、第3欄として使用した単位を第2欄に替えることができる。(追加しようとする領域が「中心となる領域」である単位のみ)

この場合において、第3欄の単位数が不足する場合は、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。(施行規則第7条第7項)

3 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合で、当該領域を定めた二種免許状を有している場合には、2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位はすでに修得したものとみなす。(施行規則第10条の2第4項)

4 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合、当該領域を定めた二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状に係る単位数に含めることができる。(ただし、二種免許状に当該教育領域の追加の定めを受けるために必要な単位数を上限とする。)(施行規則第10条の2第5項)

5 単位は、大学(二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。)、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。(免許法別表第3備考第6号)

(2) 実務の検定について

実務の検定として必要な在職年数は、次のとおりである。この在職年数は、特別支援学校教諭免許状を取得した後の在職年数に限定しない。(施行規則第7条第6項第3号)

ア 特別支援学校教諭2種免許状に新教育領域を追加する場合

特別支援学校の教員又は幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・幼保連携型認定こども園の教員としての在職年数1年を必要とする。

イ 特別支援学校教諭一種免許状又は専修免許状に新教育領域を追加する場合

所持する免許状にすでに定められている特別支援領域又は追加の定めを受けようとする

る特別支援教育領域を担当する教員としての在職年数1年を必要とする。

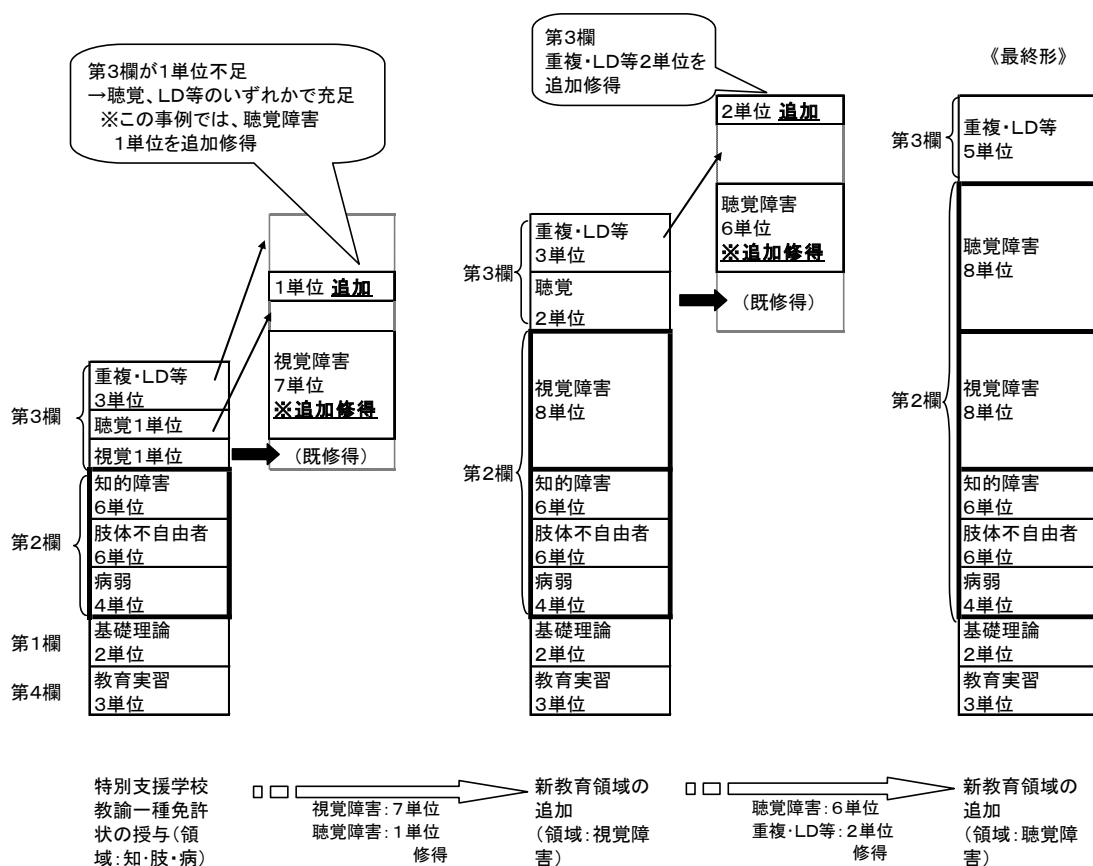
[注] 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

(例) 週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 10 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$

(参 考)

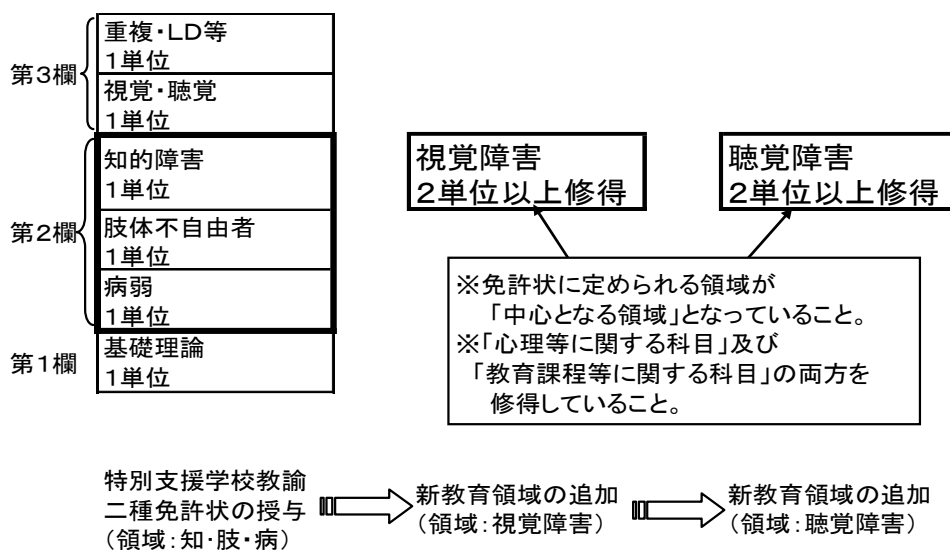
「重複・LD等」においては、「重複・発達」と読み替えるものとする。

単位修得の例 その1



単位修得の例 その2

※中学校教諭一種免許状を取得した後、3年の在職年数がある者の場合



Ⅳ 経過措置について

1 盲・聾・養護学校教諭免許状について

盲・聾・養護学校教諭免許状を有する者は、平成 19 年 4 月 1 日において、次表に掲げるとおり、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。(18 年改正法附則第 5 条)

旧免許状		新免許状
盲学校教諭	専修免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
	一種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
	二種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
聾学校教諭	専修免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
	一種免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
	二種免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
養護学校教諭	専修免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
	一種免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
	二種免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状

2 盲・聾・養護学校における在職年数について

次表左欄の学校種の教員として在職した年数を、右欄に定める教員として在職した年数に通算することができる。(18 年改正法附則第 8 条第 1 項、18 年改正法施行規則〔平成 19 年文部科学省令第 5 号〕附則第 3 条第 3 項)

左 欄	右 欄
盲学校	特別支援学校において視覚障害者に関する教育の領域を担当する教員
聾学校	特別支援学校において聴覚障害者に関する教育の領域を担当する教員
養護学校	特別支援学校において知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を担当する教員

※ 養護学校での経験については、担任した領域に関わらず、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の 3 領域の経験として合算することができる。ただし、平成 19 年 4 月 1 日以降は、担任した領域ごとに在職年数を算定する。

3 既に大学及び認定講習等で修得した単位について

旧免許法別表第7の規定により修得した特殊教育に関する科目（次表右欄）の単位については、新免許法に定める特別支援教育に関する科目（左欄）の単位とみなすことができる。（18年改正法附則第8条第2項、第3項、18年改正法施行規則〔平成18年文部科学省令第31号〕附則第3項）

左 欄 (新免許法) 特別支援教育に関する科目	右 欄 (旧免許法) 特殊教育に関する科目
特別支援教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論に関する科目
視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
特別支援学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習

※ 平成10年以前に修得した単位（旧々法）は、平成10年改正附則の科目とみなした上で、平成18年改正附則の科目に読み替える。